流山市民活動推進センター運営管理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は、流山市民活動推進センター運営管理業務に係る受託者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものである。

（業務委託の名称）

第２条　業務委託の名称は、「流山市民活動推進センター運営管理業務委託」（以下「業務委託」という。）とする。

（業務委託の概要）

第３条　業務委託の概要は、「流山市民活動推進センター運営管理業務委託に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

（委託期間）

第４条　業務委託の期間は、契約締結日の翌日から令和１２年３月３１日までとする。ただし、契約締結日の翌日から令和７年３月３１日までは準備期間とし、本業務の実施期間は令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までとする。

（委託金額の上限）

第５条　業務実施期間における委託金額の上限は、１８，３７８千円／年（消費税及び地方消費税を含む）とする。なお、準備期間の費用は受託者の負担とする。

（参加の資格要件）

第６条　参加者は次に掲げる資格基準をすべて満たしていることを条件とする。

（１）本事業の目的を理解している法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

（２）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当していない者。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５号）、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく申し立てがなされている者（構成または再生の手続開始の決定がなされている者を除く）でないこと。

（４）国税、県税又は市税を滞納していない者。

（５）本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行使の防

止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者でないこと。

（６）宗教活動又は政治活動を主たる目的としないこと。

（７）協働事業に関する実績を有していること。

２　複数の法人等により構成される共同事業体による参加も可とする。ただし、共同事業体を構成するすべての法人等が前項第１号から第６号までの資格基準を満たし、共同事業体を構成するいずれかの法人等が前項第７号の資格基準を満たしていること。

（プロポーザル事業スケジュール）

第７条　プロポーザル実施のスケジュールは次のとおりとする。

日　程	内　容
令和６年　８月　８日（木）	実施要領、仕様書の公表
令和６年　８月２２日（木）まで	質問受理期間
令和６年　８月３０日（金）までに公表	質問回答（ホームページ公表）
令和６年　９月１３日（金）まで	参加表明受理期限
令和６年　９月２０日（金）までに送付	参加決定通知
令和６年１０月　４日（金）まで	提案書等受付期限
令和６年１１月１２日（火）午後予定	プレゼンテーション
令和６年１１月下旬予定	審査結果通知
令和６年１２月上旬予定	契約

（質問の受付）

第８条　仕様書等に関する質問は、団体名・担当者名・連絡先を明らかにした上で、任意様式により下記提出先へＦＡＸまたは電子メールにて提出するものとする。なお、期限後の質問は受け付けない。

２　市は、前項に規定する質問を受けた場合、原則として質問内容とその回答を令和６年８月３０日（金）までに、流山市ホームページで公表する。

３　第１項に規定する質問及び前項に規定する回答の内容は、本実施要領及び仕様書の追加または訂正と見なすものとする。

（プロポーザル参加申込）

第９条　本プロポーザルに参加する意思のある法人等または共同事業体は、

「流山市民活動推進センター運営管理業務委託公募型プロポーザル参加表明書」（別紙様式１－１）（以下、「参加表明書」という。）と必要な資格審査書類を令和６年９月１３日（金）までに提出すること。なお、共同事業体による応募の場合は、「共同事業体の結成に関する申請書」（別紙様式１－２）をあわせて提出し、取りまとめを行う法人等の設定をすること。

（プロポーザル参加決定通知）

第１０条　市は、前条の参加表明書等の提出があった場合、参加資格要件の確認を行い、要件を満たす者を参加者として決定する。

２　市は前項により参加者に決定した者へ「参加決定通知書」（別紙様式２）を送付し、プレゼンテーションの日時と場所を通知する。

（提案書等の作成及び提出）

第１１条　プロポーザルの参加者は、「提案書」（別紙様式３）、「事業者概要」（別紙様式４）並びに「見積書」（別紙様式５）に必要事項を記入の上、令和６年１０月４日（金）までに提出すること。

２　前項の各書類については、正本１部、副本５部（コピー可）を提出すること。

（提案書等の作成における留意点）

第１２条　前条に掲げる「提案書」の作成にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意すること。

（１）今回の企画提案の目的に関係のない資料を避け、図表等を含め３０ページ以内を目安に作成すること。

（２）提案書に掲げる各提案項目については、項目に沿っていれば既定の様式を使用せず、任意の様式を使用して作成することも可とする。

（プレゼンテーションの実施）

第１３条　プロポーザルの参加者は、以下により提案書に基づくプレゼンテーションを実施する。

（１）日程：令和６年１１月１２日（火）午後

場所：流山市平和台１丁目１番地の１

※日程及び場所は予定であり、変更となる場合がある。正式な日程及び場所は、参加決定通知と併せて通知する。

（２）プレゼンテーション方法

ア　説明時間は１５分以内とし、その後、質問時間を１０分程度設け、

合計２５分程度とする。

イ　プレゼンテーションの順番は、提案書の提出順とする。

ウ　説明は提出済みの提案書を基に説明すること。

エ　パソコン及びプロジェクターを用いた説明は可とする。その場合はパソコンについては持参したものを使用するか、ＵＳＢを持参し市が用意したパソコンを使用すること。

オ　プレゼンテーションに参加できる人数は、３名までとする。

（受託者決定基準）

第１４条　市は、最も優れた提案を行った事業者を決定するため、「優先交渉権者決定基準」（以下「決定基準」という。）を定める。

（プロポーザル審査会の設置）

第１５条　市は前条に規定する決定基準に基づき優先交渉権者を選定するため、市職員を委員とするプロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（審査及び基準）

第１６条　審査方法は、第１４条に規定する決定基準のとおりとする。

２　プロポーザルの参加者が１者のみであった場合も審査を行い、提案書等の内容を精査し、市が定める最低基準を満たしている場合に限り、その者を優先交渉権者とする。

（プロポーザル審査会の途中辞退）

第１７条　プロポーザルの参加者は、申し出によりプレゼンテーション実施前日までにプロポーザルの参加を辞退することができる。

２　前項の申し出をする際は、「公募型プロポーザル参加辞退届」（別紙様式６）（以下、「参加辞退届」という。）に必要事項を記入し、代表者印を押印の上、市へ提出すること。

３　参加辞退届の提出方法は、持参又は郵送とするが、提出する前に必ず市へ電話連絡をすること。

（審査結果の通知及び公表）

第１８条　市は優先交渉権者の決定後、次のとおり審査結果を参加者に通知する。

（１）優先交渉権者に選定された参加者には、「公募型プロポーザル選定結果通知書 」（別紙様式７） により通知する。

（２）優先交渉権者に選定されなかった参加者には、「公募型プロポーザル非選定結果通知書 」（別紙様式８）により通知する。

（３）審査結果は、市のホームページで公表する。なお、各参加者の評価点数は公表しない。

（４）参加者は、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

（５）審査結果その他の審査内容に関する問い合わせについて、市は一切回答しない。

（企画・提案に瑕疵がある場合）

第１９条　プロポーザルにおいて、参加者の提出書類若しくは提出期限又は申告内容等に瑕疵があることが判明した場合は、その瑕疵について審査会で審議の上、参加者の取扱いについて決定を行う。

２　審査会は、必要に応じて前項の瑕疵について参加者にヒアリングを行うことができるものとする。

（次順位者の繰上げ）

第２０条　優先交渉権者に委託契約を履行することができない何らかの事由が発生した場合は、優先交渉権者に選定されなかった参加者のうち、評価が上位であった者から順に業務委託についての交渉を行うことができるものとする。

（プロポーザルの延期、取り止め等）

第２１条　本プロポーザルは、市の都合により延期し、又は取り止める（中止する）ことがある。

２　前項により、プロポーザルが延期または中止した場合、参加者は意義を申し立てることはできず、何らかの損害を受けることがあっても、その賠償を請求できないものとする。

（その他）

第２２条　上記のほか、プロポーザルの実施に必要な事項を次のとおり定める。

（１）各参加者の当該業務に対する事業提案は１案までとする。

（２）同一の法人等による複数の共同事業体への参加は認めない。

（３）提出後の書類内容の変更は原則認めない。ただし、軽微な修正であると市が認めた場合は、この限りではない。

（４）プロポーザルの参加にあたり必要な費用は、参加者の負担とする。

（５）各参加者から提出された提案書等には、審査会において審議されるほか、市議会における審議で使用される場合がある。
（６）各参加者から提出された書類は理由の如何を問わず返却しない。

附　則

この要領は、令和６年８月１日から施行し、当該業務の契約が締結された日の翌日にその効力を失う。

【本実施要領に関する問い合わせ】
流山市役所　市民生活部　コミュニティ課　コミュニティ係
住　所　〒270-0192　流山市平和台１丁目１番地の１
電　話　０４－７１５０－６０７６
ＦＡＸ　０４－７１５９－０９５４
E-Mail　komyuniti@city.nagareyama.chiba.jp